

# 令和8年1月 時津町農業委員会総会

日時 令和8年1月23日（金曜日）16時30分～17時05分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-44号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-49号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-50号）

日程第5 議案第4号 農地法利用集積等促進計画・一括方式（受付番号1-45号）

日程第6 議案第5号 農地法利用集積等促進計画・一括方式（受付番号1-46号）

日程第7 議案第6号 農地法利用集積等促進計画・一括方式（受付番号1-47号）

日程第8 議案第7号 農地法利用集積等促進計画・一括方式（受付番号1-48号）

## 3. 出席委員

### ○農業委員（10名）

1番 朝長 克二

2番 吉川 博美

3番 坂本 敬治

4番 小嶋 栄一

5番 高橋 達男

6番 溝上 勝也

7番 池田 稔

8番 濱田 信（欠席）

9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹

11番 辻 文美

### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人

2番 溝上 直美

3番 植田 秀之

## 4. 議事録署名人 2番 吉川 博美 4番 小嶋 栄一

議事録

○議長 皆さん、こんにちは。本日の出席委員は農業委員10名、推進委員3名で  
あります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令  
和8年1月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指  
名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、2番吉川  
委員、4番小畷委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務  
局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第  
3条の規定による許可申請です。譲受人は元村郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は  
元村郷〇〇、〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は1,183  
㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期  
間は永久です。申請理由は譲渡人は身体が不自由なため、譲受人は規模拡大  
のためです。農作業従事者は2名で従事日数は合計で250日、借入後の譲  
受人経営面積は6,952㎡です。2ページ以降は許可申請書です。4ペー  
ジの「(1)作付け予定作物」は野菜、ブドウです。5ページの「4農作業へ  
の従事状況」は譲受人と妻の2人であわせて年間250日農業に従事しま  
す。6ページの「6周辺地域との関係」は周辺農地と同様の栽培方法で行う  
ため周辺農地に影響は及ぼさないとのこと。7地域との役割分担の状  
況」は周辺農家と協力して農道、水路、ため池等の共同施設の取り決めを遵  
守し、獣害被害対策を行うこととしています。7ページは「農地法その他の  
農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。8ペ  
ージは位置図です。〇〇の裏、東側付近の農地です。9,10ページは現況  
写真です。議案第1号の説明は以上です。

○議長 議案第1号についてご質問、ご意見はありませんか。

○10番 売買価格はどのように決めているのか。

○事務局 今回の案件は当人同士で売買価格が決定していました。事務局に相談があった場合は町内農地の売買価格の相場を紹介したりしています。

○議 長 ほかにありませんか。無いようでしたら議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第1号は許可することに決定します。日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第2号について説明いたします。13ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は左底郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は野田郷〇〇、〇〇さん、農地は左底郷〇〇、地目は畑、地積は65㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は譲渡人は管理ができないため、譲受人は自己所有の隣接地と併せて耕作するためです。農作業従事者は2名で従事日数は合計で500日、借入後の譲受人経営面積は3,213㎡です。14ページ以降は許可申請書です。16ページの「(1)作付け予定作物」は野菜です。17ページの「4農作業への従事状況」は譲受人と夫の2人であわせて年間500日農業に従事します。18ページの「6周辺地域との関係」は周辺農地と同様の栽培方法で行うため影響は及ぼさないとのことです。「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同施設の取り決めを遵守し、獣害被害対策を行うとのことです。19ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。20ページは位置図です。農地は〇〇の北西側付近です。21ページは現況写真です。議案第2号の説明は以上です。

○議 長 議案第2号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第2号は許可することに決定します。日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。22ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は西時津郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は1,386㎡、市街化調整区域内の農振農用地です。贈与による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は譲渡人は高齢かつ後継者がいないため甥に譲りたい、譲受人は規模拡大のためです。農作業従事者は4名で従事日数は合計で800日、借入後の譲受人経営面積は18,051㎡です。23ページ以降は許可申請書です。25ページの「(1)作付け予定作物」はみかん、ぶどう、柿、アボカドなどです。26ページの「4農作業への従事状況」は譲受人と父母と妻の4人であわせて年間800日農業に従事します。27ページの「6周辺地域との関係」は周辺農地と同様の栽培方法で行うため影響は及ぼさないとのこと。28ページの「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしています。28ページは「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。29,30ページは位置図です。農地は〇〇の南西側付近です。31,32ページは現況写真です。議案第3号の説明は以上です。

○議長 議案第3号についてご質問、ご意見はありませんか。

○10番 この農地は現在、山林化しているが、整備して農地化するのか。

○事務局 重機を入れて整備し、アボカドを栽培する予定です。

○議長 ほかにありませんか。無いようでしたら議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第3号は許可することに決定します。日程第5、議案第4号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について説明いたします。35ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）です。農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は長与町齊藤郷〇〇、〇〇さん、農地中間管理機構を通じて賃貸

借権の設定等を受ける者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は792㎡、市街化調整区域の農振農用地です。こちらは中間管理事業により令和3年4月10日から5年間の賃貸借契約を行っていましたが、令和8年4月9日で契約が終了することに伴い、5年間の契約更新を行うものです。36ページは〇〇さんの農業経営の状況です。年齢は86歳で農作業従事日数は年間250日です。「B現在の耕作面積」は4,514㎡、「C主たる経営作目」はみかんです。「D世帯員の労働力の状況」は世帯員が2人で年間延べ労働日数は120日です。37ページは法令遵守状況ですが、法令違反はありません。38ページは位置図です。農地は〇〇の北東側です。今回の総会で内容を確認し、問題がなければ、今後、計画案を町から県農業振興公社へ提出する予定です。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長 議案第4号についてご質問、ご意見はありませんか。

○4番 借受人は高齢だが大丈夫なのか。

○10番 借受人は父の代からミカンを栽培しており、高齢だが現在もばりばりやられています。息子と孫も手伝っており、大丈夫ではないかと思えます。

○事務局 更新について本人に確認しましたが、がんばりたいとのことでした。

○議長 ほかにありませんか。無いようでしたら議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第4号は原案どおりとすることに決定します。日程第6、議案第5号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第5号について説明いたします。39ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）です。農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇ほか2

筆、地目は畑と田、地積合計は1, 820㎡、市街化調整区域の農振農用地と第2種農地です。こちらは中間管理事業により平成28年4月10日から10年間の賃貸借契約を行っていましたが、令和8年4月9日で契約が終了することに伴い、10年間の契約更新を行うものです。40ページは〇〇さんの農業経営の状況です。年齢は75歳で農作業従事日数は年間250日です。「B現在の耕作面積」は2,055.7㎡、「C主たる経営作目」はみかんです。「Dは世帯員の労働力の状況」は世帯員が2人で年間延べ労働日数は210日です。41ページは法令遵守状況ですが、法令違反はありません。42ページは位置図です。農地は〇〇の西側と〇〇の西側付近です。今回の総会で内容を確認し、問題がなければ、今後、計画案を町から県農業振興公社へ提出する予定です。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長 議案第5号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第5号は原案どおりとすることに決定します。日程第7、議案第6号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第6号について説明いたします。43ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）です。農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は福岡市博多区東那珂〇〇、〇〇さん、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は長崎市鳴見町〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は926㎡、市街化調整区域の農振農用地です。こちらは中間管理事業により令和3年4月10日から5年間の賃貸借契約を行っていましたが、令和8年4月9日で契約が終了することに伴い、5年間の契約更新を行うものです。44ページは〇〇さんの農業経営の状況です。年齢は62歳で農作業従事日数は年間350日です。「B現在の耕作面積」は32,035㎡、「C主たる経営作目」はみかんです。「D世帯員の労働力の

状況」は世帯員が3人で年間延べ労働日数は600日です。45ページは法令遵守状況ですが、法令違反はありません。46ページは位置図です。農地は〇〇の南側、〇〇の南西側付近です。今回の総会で内容を確認し、問題がなければ、今後、計画案を町から県農業振興公社へ提出する予定です。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長 議案第6号についてご質問、ご意見はありませんか。無いようでしたら議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第6号は原案どおりとすることに決定します。日程第8、議案第7号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第7号について説明いたします。47ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画（一括方式）です。農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者は長崎市女の都〇〇、〇〇、農地は西時津郷〇〇ほか4筆、地目は畑、地積合計は8,351㎡、市街化調整区域の農振農用地と第2種農地です。こちらは中間管理事業により平成28年4月10日から10年間の賃貸借契約を行っていましたが、令和8年4月9日で契約が終了することに伴い、10年間の契約更新を行うものです。48ページは〇〇の農業経営の状況です。「B現在の耕作面積」は8,351㎡、「C主たる経営作目」はみかんです。「D業務執行役員等の状況」は業務執行役員等が2人で年間延べ労働日数は450日です。50ページは法令遵守状況ですが、法令違反はありません。51ページは位置図です。農地は〇〇の西側と〇〇の北東側付近の農地です。今回の総会で内容を確認し、問題がなければ、今後、計画案を町から県農業振興公社へ提出する予定です。以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長 議案第7号についてご質問、ご意見はありませんか。

- 10番 担当地区ですが、〇〇はしっかり農地管理をされています。
- 4番 〇〇は農業法人になるのか。
- 事務局 農地所有適格法人ではありませんが、認定農業者になっている法人です。
- 議長 ほかにありませんか。無いようでしたら、議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第7号は原案どおりとすることに決定します。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回は2月25日（水）午前10時から第2庁舎3階会議室で総会を行います。

農業委員会総会の議事内容は、上記のとおり相違ありません

会 長 坂本 敬治

署名委員 吉川 博美

署名委員 小畷 栄一